

2025 年度 「浦龍利・道雄 医志奨学金」  
医学生支援型  
**募集要項**

2025 年 3 月 12 日

公益財団法人日本フィランソロピック財団

## 1. 目的

「浦龍利・道雄 医志奨学金」医学生支援型は、山口県下の指定高等学校を卒業後、国公立大学で学び経済的な不安を抱えながらも「温かな心ある医師」になることを目指す学力優秀な医学生が、安心して勉学に専念し、卒業まで修学できるよう支援する給付型奨学金です。この奨学金は返済の義務はありません。年額 150 万円の奨学金を最長 6 年間、給付します。毎年の奨学生は 2 名までとします。

## 2. 趣旨

この奨学金は、どのような環境にある学生も、そのおもい・可能性・能力が最大限に育まれる機会が得られるようにと願う、寄附者のおもいをもとに、「温かな心ある医師」を目指す学生を支援するために設立されました。

医者の中には、高い技術力と深い経験で的確な診療に当たり、患者から信頼される人も多い中、技術や研究に関心が向き、患者に寄り添って「人」を診るという本来の医療姿勢が薄い医師に触れることも少なくありません。この奨学金には「病と向き合う患者さんとその家族の心にしっかり寄り添える医師の育成を」との願いが込められています。奨学金に応募を検討される方は、「ご寄附者からのメッセージ」をよく読んで、趣旨を理解して応募してください。

### ◆ご寄附者からのメッセージ◆

医師の道を目指すあなたに

わたくしはこの奨学金を利用して医師としての志を貫き、感謝の心を養い、自らの人生は自分自身で切り拓く自律と自立の精神を培って欲しいと願っています。そして何よりあなたに、病と向き合う患者さんとその家族の心にしっかり寄り添える、「温かな心ある医師」となっていたいだきたいと思います。医師は、患者と向き合い、顔色や呼吸、痛みの有無などを注意深く丁寧に診察します。異常を発見したら、素早く的確な手当を行い、患者の健康体を取り戻す技術者といえるでしょう。物や機械の修理、メンテナンスを施す技術者ではなく、患者やその家族との信頼関係の中で「人」を診察、治療するという大切な役割を担います。高度なテクニックに加え、人間味溢れる温かな心が不可欠だと思います。心身共に病んで気弱になっている患者とその家族に向けた”医師のかける優しい思いやりの一言”が、時には最高の薬や治療になることがあります。私の義父 浦 龍利、主人 浦 道雄は山口県出身です。山口県から、そういった医師を輩出する一助となることを願います。

浦 文子

### 3. 奨学金概要

- (1) 対象者：2025年4月現在で国公立大学の医学部1年～5年次在学者
  - (2) 給付年額：150万円
  - (3) 奨学金の主な用途：医師になるための学びや経験に必要な費用  
例) 大学に納入する授業料やその他費用、教科書・学術書、教材等やツールなどの購入費、勉強会や研修費、通学費、住居費など
  - (4) 給付対象期間：2025年4月から最短修業年限まで
  - (5) 給付方法：年額を2回に分けて給付。6月に上期分(4～9月)、12月に下期(10～3月)を本人名義の金融機関口座へ振込
- ※ 給付日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に給付  
※ 日本学生支援機構を含む他の奨学金や学費減免制度との併用可

### 4. 応募資格

以下のいずれの項目にも該当する者

- ・ 2025年4月現在で国内の国公立大学の医学部1年～5年次に在学する者
- ・ 山口県内の指定校(岩国高等学校、宇部高等学校、下関西高等学校、徳山高等学校、山口高等学校)を卒業した者
- ・ 「温かな心ある医師」になることを目指す者
- ・ 学業成績が優れている者
- ・ 世帯収入が以下に当てはまる者

世帯人数	世帯年収
3人以下	800万円程度まで
4人	900万円程度まで
5人	1,000万円程度まで
6人以上	1,100万円程度まで

### 5. 募集概要

- (1) 募集期間  
2025年3月12日(水)から5月11日(日)まで
- (2) 募集人数：2名

## 6. 応募方法

奨学金サイト「ガクシー」に会員登録のうえ、応募フォームより必要事項を入力、書類の登録を行ってください。

<応募書類>

- ① 願書（応募フォームより入力）
- ② エッセイ（応募フォームより入力）  
テーマ：私が医師になろうと思った動機と目指す医師像（2,000 字程度）
- ③ 顔写真
- ④ 大学の在学証明書
- ⑤ 大学の学業成績証明書（大学1年生除く）
- ⑥ 指定校の卒業証明書
- ⑦ 住民票の写し

※本人を含む同一生計の世帯全員（単身赴任や別居の場合も同一生計の場合は全員分お出してください）

※発行日から3ヶ月以内・続柄記載あり・本籍地及び個人番号は省略

- ⑧ 住民税課税所得の通知書・証明書（父母等の扶養者全員の所得証明書）

※前歴年（1月から12月まで）の総所得を証明するもの。

※専業主婦等で収入がない場合も「非課税証明書」が必要

※応募者が独立生計（生計維持者）の場合は、応募者自身の住民税課税所得の通知書・証明書をお出してください。

必要に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

## 7. 問い合わせ先

メールでお問い合わせください

メールアドレス：info@np-foundation.or.jp

メール件名：「浦龍利・道雄 医志奨学金について」

締切日時：2025年5月9日（金）午前9:00まで

※回答まで数日を要する場合があります。

## 8. 選考方法

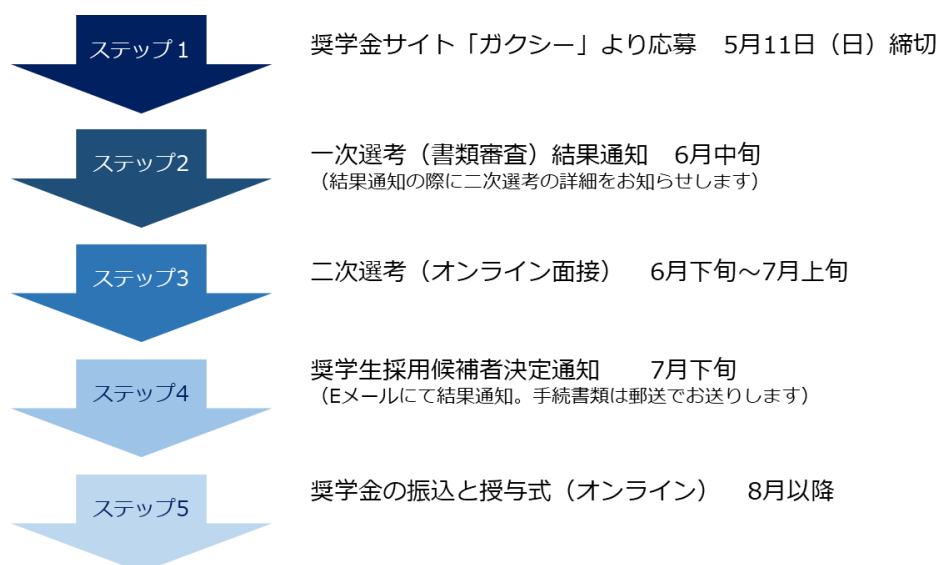
一次選考（書類審査）を通過した方には、二次選考（オンライン面談）を受けていただきます。選考においては、学業成績・人物、生活の困窮度、この奨学金の趣旨である「『温かな心ある医師』になること」を目指す意欲などにより総合的に判断されます。

## 9. 採否の通知

一次選考結果：6月中旬（予定）

二次選考結果：7月下旬（予定）

## 10. スケジュール



## 11. 採用者の手続き

奨学金給付申請書 兼 誓約書 の提出

## 12. 奨学生の義務と留意事項

- （1）給付期間中は、毎年度 1 回の学業成績表・在学証明書・報告書の提出、および財団による面談に応じていただきます。
- （2）財団が開催する授与式および卒業記念式などに参加いただきます。
- （3）毎年の報告書に用途を記載していただきます（レシート及び領収書の提出は不要）。提出に当たっては財団が指定する報告書フォームを使用してください。

その他、詳細は別紙「奨学生の義務と留意事項」を必ずお読みください。

## 奨学生の義務と留意事項

### 1. 義務

#### (1) 奨学生の資格

この奨学金の奨学生「(以下、「奨学生」)は、当財団が求める、「学業、人物ともに優秀であり、「『温かな心ある医師』になることを目指す」、という奨学生の資格を維持するために、勉学に励み、健全な生活と生活態度や言動を心がけてください。

#### (2) 学業成績などの報告

奨学生は毎年度、成績証明書・在学証明書・報告書の提出、および財団による面談に応じていただきます。

#### (3) 異動の届出

奨学生は、次のいずれかに該当する場合は、ただちに当財団事務局へ届け出てください。

- ① 留年・休学・復学・海外留学・転学または退学するとき
- ② 停学その他の処分を受けたとき
- ③ 本人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等、その他重要な事項に変更があったとき

#### (4) 他の奨学金や大学授業費免除などとの併用は可能です。ただし、ご利用になる場合は、事前に制度名と金額を当財団事務局へお知らせください。

#### (5) 毎年の報告書に用途を記載していただきます(レシート及び領収書の提出は不要)。提出に当たっては財団が指定する報告書フォームを使用してください。

#### (6) 当財団からの在学大学への問い合わせ

奨学金給付ならびにその継続のために、当財団から大学に対して奨学生に関する問い合わせを行う場合において、大学がその内容を提供することを、拒否しないでください。

#### (7) 電子メールやその他の方法で行う当財団の連絡事項等に対応すること

当財団からの連絡は、原則メールや電話で案内します。当財団からの通知が受信可能な状態にし、定期的に確認して下さい。

### 2. 留意事項

#### (1) 奨学金の休止

当財団は、次のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を休止することがありますので、十分に気をつけてください。

- ① 上記に定める義務を果たさなかったとき
- ② 奨学生が休学または長期にわたって欠席したとき
- ③ 奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めるとき

#### (2) 奨学金の復活

奨学金の給付を休止された者が、その事由が止んで当財団に願い出たときは、奨学金の給付を復活することがあります。

#### (3) 奨学金の廃止

奨学金の継続については、1年毎に見直しを行い、著しい成績不良や奨学生としてふさわしくない生活態度等が見受けられた場合は、給付を終了する場合があります。奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当財団は、奨学金の給付を廃止し、奨学生としての受給資格を失います。

- ① 在学する大学で処分を受け学籍を失ったとき
- ② 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したとき
- ③ 傷い傷病などのために成業の見込がなくなったとき
- ④ 学業成績または操行が不良となったとき
- ⑤ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ⑥ 虚偽の報告が認められたとき
- ⑦ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- ⑧ その他、1－(1)に定める奨学生としての資格を失ったとき

(4) 奨学金の辞退

奨学生は、いつでも当財団に奨学金の辞退を申し出ることができます。

(5) 奨学金の返還

2－(3)⑥の事由によって廃止した場合は、奨学金の返還を求める場合があります。

(6) 奨学生の指導

当財団は、奨学生を将来「温かな心ある医師」として活躍する社会有用の人材として育成するために必要な、教養や学びの紹介、その他の指導および奨学生の学業成績と生活状況に応じた適切な指導を行うことがあります。

以上